

定款モデル	選択肢	備考
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社と称し、英文では、 と表示する。</p>		
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 2. 3.前各号に付帯関連する一切の事業 		<p>目的の記載における具体性は緩和されたが、抽象的にすぎる場合には、許認可や取引の場面で一定の不利益を受ける可能性もあることに留意する必要あり。</p>
<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都 区に置く。</p>		
<p>(公告方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。</p>	<p>【選択肢】</p> <p>日刊新聞紙を採用する場合</p> <p>「第4条 当社の公告は、新聞に掲載してする。」</p>	<p>電子公告も可能。</p> <p>公告方法は、定款の定めがなければ官報になる(会社法939条4項)。</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p>		

<p>第5条 当社の発行可能株式総数は、 株とする。</p>		
<p>(株券の発行)</p> <p>第6条 当社の株式について、株券を発行する。</p>	<p>【選択肢】株券を発行しないことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行法で、株券不発行の定めをしていない会社は、整備法の「みなし規定」により、『定款に株券を発行する旨の定めがある』ものとみなされる。(なお、株主から請求があるまで株券を発行しないことができる。) ・ みなし規定により株券を発行することから、株券を不発行とすることに変更する場合は、つぎのとおり株主総会の特別決議により定款変更を行い、定款変更決議後、必要な公告や通知等を行う。 <p>「(株券の不発行)</p> <p>第 条 当社は、株式に係る株券を発行しない。」</p>	<p>【みなし規定】</p> <p>整備法 76 条 4 項</p> <p>パンフレット 7 頁、20 頁参照</p> <p>パンフレット 20 頁参照</p> <p>株券不発行とする場合には、本定款の「株券」に関する条項の見直しが必要になるため、管理手続を含めて専門家に相談を。</p>
<p>(株券の種類)</p> <p>第7条 当社の発行する株券は、1株券、10株券、50株券および100株券の4種類とする。</p>		<p>株券の種類は例示。</p>

<p>(株式の譲渡制限)</p> <p>第8条 当社の株式は、取締役会の承認がなければ譲渡又は取得することができない。</p>	<p>【選択肢】指定買取人の決定を代表取締役に授権する場合、第8条2項として以下の文言を加える。</p> <p>「 取締役会が第1項の承認をしない場合、代表取締役は指定買取人を定めることができる。」</p> <p>取締役会を設置しない場合</p> <p>「第 条 当社の株式は、株主総会の承認がなければ譲渡または取得することができない。」</p>	<p>【みなし規定】</p> <p>整備法76条3項</p> <p>左記第8条の定めのある株式会社は、「公開会社でない会社」となる。</p> <p>その他の買取人を定める方法は、専門家に相談を。</p>
	<p>【選択肢】下記の条項を定めることにより、自社の譲渡制限株式を相続した人に対して、その株式の売渡を請求できる。</p> <p>(売渡請求)</p>	<p>パンフレット16頁参照</p>

	「第 条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。」	
<p>(株主割当てによる募集株式の発行)</p> <p>第 9 条 株主に株式の割当てを受ける権利を与えて募集株式の発行を行う場合には、会社法第 199 条 1 項各号に掲げる募集事項及び会社法第 202 条 1 項各号に掲げる事項は、取締役会の決議によって定める。</p>		【みなし規定】 整備法 76 条 3 項
<p>(基準日)</p> <p>第 10 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主を、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>		
<p>(株主名簿記載事項記載の請求)</p> <p>第 11 条 株式の取得により株主名簿記載事項の記載を請求するときは、当社所定の書式による請求書に記名押印し、これにつぎの書面を添えて提出しなければならない。</p> <p>1. 譲渡による株式の取得の場合 株券</p> <p>2. 譲渡以外の事由による株式の取得の場合 その取得の原因を証する書面および株券</p>	<p>株券不発行の場合</p> <p>「第 条 株式の取得により株主名簿記載事項の記載を請求するときは、当社所定の書式による請求書に記名押印し、これに取得の原因を証する書面を添えて提出しなければならない。」</p>	<p>株式の名義書換、株券の種類、その他株式に関する取扱、手数料等について、「株式取扱規則」により別途定める方法もある。</p>

<p>(質権の登録および信託財産の表示)</p> <p>第 12 条 当会社の株式につき質権の登録または信託財産の表示を請求するときは、当会社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録または表示の抹消についても同様とする。</p>	<p>株券不発行の場合</p> <p>「第 条 当会社の株式につき質権の登録または信託財産の表示を請求するときは、当会社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、共同して請求しなければならない。その登録または表示の抹消についても同様とする。」</p>	
<p>(株券喪失登録または抹消の申請)</p> <p>第 13 条 株券喪失登録の申請をする者は、申請書に株券の取得の事実を証する書面および株券の喪失の事実を証する書面ならびに本人確認書類を添えて提出するものとする。ただし、株券喪失登録の申請をする者が、当該喪失登録株券の名義人または登録株式質権者であるときは、株券の喪失の事実を証する書面のみを添えて提出するものとする。</p> <p>株券喪失登録者が前項の登録の抹消を申請するときは、申請書を提出するものとする。</p>	<p>株券不発行の場合</p> <p>左記の条項を削除</p>	
<p>(株券の再発行)</p> <p>第 14 条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するときは、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。</p>	<p>株券不発行の場合</p> <p>左記の条項を削除</p>	
<p>(手数料)</p> <p>第 15 条 前 4 条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければ</p>	<p>株券不発行の場合</p> <p>「第 条 前2条に定める請求をする場合には、</p>	

<p>ならない。</p>	<p>当会社所定の手数料を支払わなければならない。」</p>	
<p>(株主の住所等の届出) 第 16 条 当会社の株主および登録株式質権者またはそれらの法定代理人は、当会社所定の書式により、住所、氏名および印鑑を当会社に届け出なければならない。 前項の届出事項を変更したときも同様とする。</p>		
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集) 第 17 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 2 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p>		<p>左記の「2 ヶ月以内」を「3 ヶ月以内」とすることも可能。 ただし、「3 ヶ月以内」とする場合は、法人税の確定申告書の提出期限の延長の手続が必要。申告期限を延長すると、事業年度終了の日の翌日以後 2 ヶ月を経過した日から実際に納税する日までの期間の日数に応じて利子税が課せられる。</p>
<p>(招集権者および議長) 第 18 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、</p>		<p>商法では、定款に定めがない場合は株主総会において選任</p>

<p>他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>		<p>する旨の規定(商法237条ノ4)があったが、会社法では該当する条文がないため、定款で定めている。</p>
<p>(決議の方法)</p> <p>第19条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>	<p>【選択肢】</p> <p>について定足数を3分の1以上の任意の割合にすることも可能</p> <p>「 会社法第309条第2項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。」</p>	
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第20条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>		
<p>(議事録)</p> <p>第21条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</p>		<p>法令に定められた事項を確認的に記載するだけであるため、定款の定めは不要との考</p>

		<p>え方もあるが、モデルでは確認的に規定している。 (会社法施行規則 72 条参照)</p> <p>代表取締役を株主総会の決議で定めた場合には、議事録に議長及び出席取締役の記名押印が必要となる。当該議事録を添付して代表取締役の登記の申請をする場合には、議事録の印鑑について市区町村長の作成した印鑑証明書の添付を要する(商業登記規則 61 条 4 項 1 号)。</p>
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 22 条 当社の取締役は、 名以内とする。</p>	<p style="text-align: center;">取締役会を設置しない場合 「第 4 章 取締役」</p>	
<p>(選任方法)</p> <p>第 23 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>【選択肢】 について定足数を 3 分の 1 以上の任意の割合にすることも可能 「 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。」</p>	

	<p>【選択肢】取締役の資格を株主に限定することも可能。</p> <p>「取締役は、当会社の株主でなければならない」</p>	
	<p>【選択肢】取締役の解任決議要件を加重する 取締役解任決議の普通決議化（会社法 341 条）に伴い、決議要件の引き上げを行う場合 (解任方法)</p> <p>「第 条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。」</p>	
<p>(任期)</p> <p>第 24 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>【選択肢】最長 10 年までの任期の定めが可能。 最長の任期を定めた場合</p> <p>「取締役の任期は、選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。」</p>	パンフレット 12 頁参照
<p>(取締役会の設置)</p> <p>第 25 条 当社は、取締役会を置く。</p>	<p>【選択肢】取締役会を設置しないことができる</p>	<p>【みなし規定】</p> <p>整備法 76 条 2 項</p>

	<p>設置しない場合は、左記の条項を削除</p>	<p>パンフレット 10 頁参照</p> <p>取締役会を設置しない場合でも、定款、定款の定めに基づく取締役の互選、または株主総会の決議によって、取締役の中から代表取締役を定めることができる(会社法 349 条 3 項)。</p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 26 条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>取締役会を設置しない場合</p> <p>「第 条 当社は、取締役の互選によって、取締役の中から代表取締役を選定することができる。</p> <p>当社は、取締役の互選によって、取締役社長 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。」</p>	
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 27 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し議長となる。</p> <p>取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>取締役会を設置しない場合</p> <p>左記の条項を削除</p>	

<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 28 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>取締役会を設置しない場合 左記の条項を削除</p>	
<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第 29 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>	<p>取締役会を設置しない場合 左記の条項を削除</p>	
	<p>【選択肢】書面による取締役会決議ができる</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>「第 条 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。」</p>	<p>パンフレット 20 頁参照</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 30 条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、また</p>	<p>取締役会を設置しない場合 左記の条項を削除</p>	<p>会社法施行規則 101 条参照</p>

<p>は電子署名を行う。</p>		
<p>(取締役会規程) 第 31 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>	<p>取締役会を設置しない場合 左記の条項を削除</p>	
<p>(報酬等) 第 32 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>・ 株主総会の決議の対象として退職慰労金を加えることも考えられる。</p>	
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役</p> <p>(監査役の設定等) 第 33 条 当会社は、監査役を置く。 当社の監査役は、 名以内とする。</p>	<p>【選択肢】 監査役を設置しないことができる 設置しない場合 左記の条項を削除</p> <p>【選択肢】 監査役の権限を会計監査権限に限定する 「 監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限定する。」</p>	<p>【みなし規定】 整備法 76 条 2 項</p> <p>パンフレット 11 頁参照</p> <p>パンフレット 13 頁参照</p>
<p>(選任方法) 第 34 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>監査役を設置しない場合 左記の条項を削除</p> <p>【選択肢】 について定足数を 3 分の 1 以上の</p>	

	<p>任意の割合にすることも可能</p> <p>「 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。」</p>	
<p>(任期)</p> <p>第 35 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>【選択肢】最長 10 年までの任期の定めが可能 最長の任期を定めた場合</p> <p>「 監査役の任期は、選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。」</p> <p>監査役を設置しない場合 左記の条項を削除</p>	<p>パンフレット 13 頁参照</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第 36 条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>・ 株主総会の決議の対象として退職慰労金を加えることも考えられる。</p> <p>監査役を設置しない場合 左記の条項を削除</p>	
	<p>【選択肢】会計参与を設置することができる</p> <p>第 章 会計参与</p>	<p>パンフレット 14 頁参照</p>

	<p>(会計参与の設置)</p> <p>「第 条 当社は、会計参与を置く。」</p> <p>(選任方法)</p> <p>「第 条 会計参与は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>会計参与の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。」</p> <p>または、 について</p> <p>「 会計参与の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。」</p> <p>とすることも可能。</p> <p>(任期)</p> <p>「第 条 会計参与の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>増員または補欠として選任された会計参与の任期は、退任した会計参与の任期の満了する時までとする。」</p>	
--	--	--

	(報酬等) 「第 条 会計参与の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。」	
第 6 章 計算 (事業年度) 第 37 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。		
(剰余金の配当) 第 38 条 剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。		
(剰余金の配当の除斥期間) 第 39 条 剰余金の配当は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。		

定款モデルはあくまで参考書式でありますので、各社の実態をもとにご確認ください。具体的な定款変更にあたっては専門家にご相談ください。
記載内容は予告なしに変更する場合があります。

定款モデル	選択肢	
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社と称し、英文では、 と表示する。</p>		
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 2. 3.前各号に付帯関連する一切の事業 		<p>目的の記載における具体性は緩和されたが、抽象的にすぎると見られる場合には、許認可や取引の場面で一定の不利益を受ける可能性もあることに留意する必要あり。</p>
<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都 区に置く。</p>		
<p>(公告方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。</p>	<p>【選択肢】</p> <p>日刊新聞紙を採用する場合</p> <p>「第4条 当社の公告は、新聞に掲載してする。」</p>	<p>電子公告も可能。</p> <p>公告方法は、定款の定めがなければ官報になる（会社法939条4項）。</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p>		

<p>第5条 当社の発行可能株式総数は、 株とする。</p>		
<p>(株券の発行)</p> <p>第6条 当社の株式について、株券を発行する。</p>	<p>【選択肢】株券を発行しないことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行法で、株券不発行の定めをしていない会社は、整備法の「みなし規定」により、『定款に株券を発行する旨の定めがある』ものとみなされる。(なお、株主から請求があるまで株券を発行しないことができる。) ・ みなし規定により株券を発行することから、株券を不発行とすることに変更する場合は、つぎのとおり株主総会の特別決議により定款変更を行い、定款変更決議後、必要な公告や通知等を行う。 <p>「(株券の不発行)</p> <p>第 条 当社は、株式に係る株券を発行しない。」</p>	<p>【みなし規定】</p> <p>整備法 76 条 4 項</p> <p>パンフレット 7 頁、20 頁参照</p> <p>パンフレット 20 頁参照</p> <p>株券不発行とする場合には、本定款の「株券」に関する条項の見直しが必要になるため、管理手続を含めて専門家に相談を。</p>
<p>(株券の種類)</p> <p>第7条 当社の発行する株券は、1株券、10株券、50株券および100株券の4種類とする。</p>		<p>株券の種類は例示。</p>

<p>(基準日)</p> <p>第8条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主を、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>		
<p>(株主名簿記載事項記載の請求)</p> <p>第9条 株式の取得により株主名簿記載事項の記載を請求するときは、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これにつぎの書面を添えて提出しなければならない。</p> <p>1. 譲渡による株式の取得の場合 株券</p> <p>2. 譲渡以外の事由による株式の取得の場合 その取得の原因を証する書面および株券</p>	<p>株券不発行の場合</p> <p>「第 条 株式の取得により株主名簿記載事項の記載を請求するときは、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに取得の原因を証する書面を添えて提出しなければならない。」</p>	<p>株式の名義書換、株券の種類、その他株式に関する取扱、手数料等について、「株式取扱規則」により別途定める方法もある。</p>
<p>(質権の登録および信託財産の表示)</p> <p>第10条 当会社の株式につき質権の登録または信託財産の表示を請求するときは、当会社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録または表示の抹消についても同様とする。</p>	<p>株券不発行の場合</p> <p>「第 条 当会社の株式につき質権の登録または信託財産の表示を請求するときは、当会社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、共同して請求しなければならない。その登録または表示の抹消についても同様とする。」</p>	
<p>(株券喪失登録または抹消の申請)</p>	<p>株券不発行の場合</p>	

<p>第 11 条 株券喪失登録の申請をする者は、申請書に株券の取得の事実を証する書面および株券の喪失の事実を証する書面ならびに本人確認書類を添えて提出するものとする。ただし、株券喪失登録の申請をする者が、当該喪失登録株券の名義人または登録株式質権者であるときは、株券の喪失の事実を証する書面のみを添えて提出するものとする。</p> <p>株券喪失登録者が前項の登録の抹消を申請するときは、申請書を提出するものとする。</p>	<p>左記の条項を削除</p>	
<p>(株券の再発行)</p> <p>第 12 条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するときは、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。</p>	<p>株券不発行の場合</p> <p>左記の条項を削除</p>	
<p>(手数料)</p> <p>第 13 条 前 4 条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。</p>	<p>株券不発行の場合</p> <p>「第 条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。」</p>	
<p>(株主の住所等の届出)</p> <p>第 14 条 当会社の株主および登録株式質権者またはそれらの法定代理人は、当会社所定の書式により、住所、氏名および印鑑を当会社に届け出なければならない。</p> <p>前項の届出事項を変更したときも同様とする。</p>		
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集)</p>		<p>左記の「2 ヶ月以内」を「3</p>

<p>第 15 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 2 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p>		<p>ヶ月以内」とすることも可能。ただし、「3 ヶ月以内」とする場合は、法人税の確定申告書の提出期限の延長の手続が必要。申告期限を延長すると、事業年度終了の日の翌日以後2 ヶ月を経過した日から実際に納税する日までの期間の日数に応じて利子税が課せられる。</p>
<p>(招集権者および議長)</p> <p>第 16 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>		<p>商法では、定款に定めがない場合は株主総会において選任する旨の規定(商法 237 条ノ 4)があったが、会社法では該当する条文がないため、定款で定めている。</p>
<p>(決議の方法)</p> <p>第 17 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p>	<p>【選択肢】</p> <p>について定足数を 3 分の 1 以上の任意の割合にすることも可能</p> <p>「 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができ</p>	

	<p>る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。」</p>	
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>		
<p>(議事録)</p> <p>第19条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</p>		<p>法令に定められた事項を確認的に記載するだけであるため、定款の定めは不要との考え方もあるが、モデルでは確認的に規定している。</p> <p>(会社法施行規則72条参照)</p> <p>代表取締役を株主総会の決議で定めた場合には、議事録に議長及び出席取締役の記名押印が必要となる。当該議事録を添付して代表取締役の登記の申請をする場合には、議事録の印鑑について市</p>

		区町村長の作成した印鑑証明書 の添付を要する(商業登記規則 61 条 4 項 1 号)。
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 20 条 当社の取締役は、 名以内とする。</p>		
<p>(選任方法)</p> <p>第 21 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>【選択肢】 について定足数を 3 分の 1 以上の任意の割合にすることも可能</p> <p>「 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。」</p>	
	<p>【選択肢】 取締役の解任決議要件を加重する</p> <p>取締役解任決議の普通決議化(会社法 341 条)に伴い、決議要件の引き上げを行う場合</p> <p>(解任方法)</p> <p>「第 条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。」</p>	

<p>(任期)</p> <p>第 22 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>		
<p>(取締役会の設置)</p> <p>第 23 条 当社は、取締役会を置く。</p>		<p>【みなし規定】</p> <p>整備法 76 条 2 項</p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 24 条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>		
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し議長となる。</p> <p>取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>		
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 26 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>		

<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第 27 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>		
	<p>【選択肢】書面による取締役会決議ができる</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>「第 条 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。」</p>	<p>パンフレット 20 頁参照</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 28 条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p>		<p>会社法施行規則 101 条参照</p>
<p>(取締役会規程)</p> <p>第 29 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>		

<p>(報酬等)</p> <p>第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>・ 株主総会の決議の対象として退職慰労金を加えることも考えられる。</p>	
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役</p> <p>(監査役の設定等)</p> <p>第 31 条 当会社は、監査役を置く。 当社の監査役は、 名以内とする。</p>		<p>【みなし規定】 整備法 76 条 2 項</p>
<p>(選任方法)</p> <p>第 32 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>【選択肢】 について定足数を 3 分の 1 以上の任意の割合にすることも可能 「 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。」</p>	
<p>(任期)</p> <p>第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>		
<p>(報酬等)</p> <p>第 34 条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>・ 株主総会の決議の対象として退職慰労金を加えることも考えられる。</p>	

	<p>【選択肢】会計参与を設置することができる</p> <p style="text-align: center;">第 章 会計参与</p> <p>(会計参与の設置)</p> <p>「第 条 当社は、会計参与を置く。」</p> <p>(選任方法)</p> <p>「第 条 会計参与は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p style="padding-left: 40px;">会計参与の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。」</p> <p>または、 について</p> <p style="padding-left: 40px;">「 会計参与の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。」</p> <p>とすることも可能。</p> <p>(任期)</p> <p>「第 条 会計参与の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>パンフレット 14  参照</p>
--	--	---

	<p>増員または補欠として選任された会計参与の任期は、退任した会計参与の任期の満了する時までとする。」</p> <p>(報酬等)</p> <p>「第 条 会計参与の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。」</p>	
<p>第 6 章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 35 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。</p>		
<p>(剰余金の配当)</p> <p>第 36 条 剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</p>		
<p>(剰余金の配当の除斥期間)</p> <p>第 37 条 剰余金の配当は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p>		

定款モデルはあくまで参考書式でありますので、各社の実態をもとにご確認ください。具体的な定款変更にあたっては専門家にご相談ください。記載内容は予告なしに変更する場合があります。

定款モデル	選択肢	備考
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社と称し、英文では、 と表示する。</p>		
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.</p> <p>2.</p> <p>3.前各号に付帯関連する一切の事業</p>		<p>目的の記載における具体性は緩和されたが、抽象的にすぎると判断される場合には、許認可や取引の場面で一定の不利益を受ける可能性もあることに留意する必要あり。</p>
<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都 区に置く。</p>		
<p>(公告方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。</p>	<p>【選択肢】</p> <p>日刊新聞紙を採用する場合</p> <p>「第4条 当社の公告は、新聞に掲載してする。」</p>	<p>電子公告も可能。</p> <p>公告方法は、定款の定めがなければ官報になる(会社法939条4項)。</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p>		

<p>第5条 当社の発行可能株式総数は、 株とする。</p>		
<p>(株券の発行)</p> <p>第6条 当社の株式について、株券を発行する。</p>	<p>【選択肢】株券を発行しないことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行法で、株券不発行の定めをしていない会社は、整備法の「みなし規定」により、『定款に株券を発行する旨の定めがある』ものとみなされる。(なお、株主から請求があるまで株券を発行しないことができる。) ・ みなし規定により株券を発行することから、株券を不発行とすることに変更する場合は、つぎのとおり株主総会の特別決議により定款変更を行い、定款変更決議後、必要な公告や通知等を行う。 <p>「(株券の不発行)</p> <p>第 条 当社は、株式に係る株券を発行しない。」</p>	<p>【みなし規定】</p> <p>整備法 76 条 4 項</p> <p>パンフレット 7 頁、20 頁参照</p> <p>パンフレット 20 頁参照</p> <p>株券不発行とする場合には、本定款の「株券」に関する条項の見直しが必要になるため、管理手続を含めて専門家に相談を。</p>
<p>(株券の種類)</p> <p>第7条 当社の発行する株券は、1株券、10株券、50株券および100株券の4種類とする。</p>		<p>株券の種類は例示。</p>

<p>(株式の譲渡制限)</p> <p>第8条 当社の株式は、取締役会の承認がなければ譲渡又は取得することができない。</p>	<p>【選択肢】指定買取人の決定を代表取締役に授権する場合、第8条2項として以下の文言を加える。</p> <p>「 取締役会が第1項の承認をしない場合、代表取締役は指定買取人を定めることができる。」</p> <p>取締役会を設置しない場合</p> <p>「第 条 当社の株式は、株主総会の承認がなければ譲渡または取得することができない。」</p>	<p>【みなし規定】</p> <p>整備法76条3項</p> <p>左記第8条の定めのある株式会社は、「公開会社でない会社」となる。</p> <p>その他の買取人を定める方法は、専門家に相談を。</p>
	<p>【選択肢】下記の条項を定めることにより、自社の譲渡制限株式を相続した人に対して、その株式の売渡を請求できる。</p>	<p>パンフレット16頁参照</p>

	<p>(売渡請求)</p> <p>「第 条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。」</p>	
<p>(株主割当てによる募集株式の発行)</p> <p>第 9 条 株主に株式の割当てを受ける権利を与えて募集株式の発行を行う場合には、会社法第 199 条 1 項各号に掲げる募集事項及び会社法第 202 条 1 項各号に掲げる事項は、取締役会の決議によって定める。</p>		<p>【みなし規定】</p> <p>整備法 76 条 3 項</p>
<p>(基準日)</p> <p>第 10 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主を、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>		
<p>(株主名簿記載事項記載の請求)</p> <p>第 11 条 株式の取得により株主名簿記載事項の記載を請求するときは、当社所定の書式による請求書に記名押印し、これにつぎの書面を添えて提出しなければならない。</p> <p>1. 譲渡による株式の取得の場合 株券</p> <p>2. 譲渡以外の事由による株式の取得の場合 その取得の原因を証する書面および</p>	<p>株券不発行の場合</p> <p>「第 条 株式の取得により株主名簿記載事項の記載を請求するときは、当社所定の書式による請求書に記名押印し、これに取得の原因を証する書面を添えて提出しなければならない。」</p>	<p>株式の名義書換、株券の種類、その他株式に関する取扱、手数料等について、「株式取扱規則」により別途定める方法もある。</p>

株券		
<p>(質権の登録および信託財産の表示)</p> <p>第 12 条 当会社の株式につき質権の登録または信託財産の表示を請求するときは、当会社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録または表示の抹消についても同様とする。</p>	<p>株券不発行の場合</p> <p>「第 条 当会社の株式につき質権の登録または信託財産の表示を請求するときは、当会社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、共同して請求しなければならない。その登録または表示の抹消についても同様とする。」</p>	
<p>(株券喪失登録または抹消の申請)</p> <p>第 13 条 株券喪失登録の申請をする者は、申請書に株券の取得の事実を証する書面および株券の喪失の事実を証する書面ならびに本人確認書類を添えて提出するものとする。ただし、株券喪失登録の申請をする者が、当該喪失登録株券の名義人または登録株式質権者であるときは、株券の喪失の事実を証する書面のみを添えて提出するものとする。</p> <p>株券喪失登録者が前項の登録の抹消を申請するときは、申請書を提出するものとする。</p>	<p>株券不発行の場合</p> <p>左記の条項を削除</p>	
<p>(株券の再発行)</p> <p>第 14 条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するときは、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。</p>	<p>株券不発行の場合</p> <p>左記の条項を削除</p>	
<p>(手数料)</p>	<p>株券不発行の場合</p>	

<p>第 15 条 前 4 条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。</p>	<p>「第 条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。」</p>	
<p>(株主の住所等の届出)</p> <p>第 16 条 当会社の株主および登録株式質権者またはそれらの法定代理人は、当会社所定の書式により、住所、氏名および印鑑を当会社に届け出なければならない。 前項の届出事項を変更したときも同様とする。</p>		
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第 17 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 2 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p>		<p>左記の「2 ヶ月以内」を「3 ヶ月以内」とすることも可能。ただし、「3 ヶ月以内」とする場合は、法人税の確定申告書の提出期限の延長の手続きが必要。申告期限を延長すると、事業年度終了の日の翌日以後2ヶ月を経過した日から実際に納税する日までの期間の日数に応じて利子税が課せられる。</p>
<p>(招集権者および議長)</p> <p>第 18 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p>		<p>商法では、定款に定めがない</p>

<p>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>		<p>場合は株主総会において選任する旨の規定(商法 237 条ノ 4)があったが、会社法では該当する条文がないため、定款で定めている。</p>
<p>(決議の方法)</p> <p>第 19 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p>	<p>【選択肢】 について定足数を 3 分の 1 以上の任意の割合にすることも可能</p> <p>「 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。」</p>	
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 20 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>		
<p>(議事録)</p> <p>第 21 条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</p>		<p>法令に定められた事項を確認的に記載するだけであるため、定款の定めは不要との</p>

		<p>考え方もあるが、モデルでは確認的に規定している。 (会社法施行規則72条参照)</p> <p>代表取締役を株主総会の決議で定めた場合には、議事録に議長及び出席取締役の記名押印が必要となる。当該議事録を添付して代表取締役の登記の申請をする場合には、議事録の印鑑について市区町村長の作成した印鑑証明書の添付を要する(商業登記規則61条4項1号)。</p>
<p>第4章 取締役および取締役会 (員数) 第22条 当社の取締役は、 名以内とする。</p>	<p>取締役会を設置しない場合 「第4章 取締役」</p>	
<p>(選任方法) 第23条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>【選択肢】 について定足数を3分の1以上の任意の割合にすることも可能 「 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。」</p>	

	<p>【選択肢】取締役の資格を株主に限定することも可能。</p> <p>「取締役は、当会社の株主でなければならない。」</p>	
	<p>【選択肢】取締役の解任決議要件を加重する（取締役解任決議の普通決議化(会社法341条)に伴い、決議要件の引き上げを行う場合）</p> <p>（解任方法）</p> <p>「第 条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。」</p>	
<p>（任期）</p> <p>第24条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>【選択肢】最長10年までの任期の定めが可能。最長の任期を定めた場合</p> <p>「取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。」</p>	<p>パンフレット12頁参照</p>
<p>（取締役会の設置）</p> <p>第25条 当社は、取締役会を置く。</p>	<p>【選択肢】取締役会を設置しないことができる</p>	<p>【みなし規定】</p> <p>整備法76条2項</p>

	設置しない場合は、左記の条項を削除	パンフレット10 ^⑤ 参照 取締役会を設置しない場合でも、定款、定款の定めに基づく取締役の互選、または株主総会の決議によって、取締役の中から代表取締役を定めることができる（会社法349条3項）。
（代表取締役および役付取締役） 第26条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	取締役会を設置しない場合 「第 条 当社は、取締役の互選によって、取締役の中から代表取締役を選定することができる。 当社は、取締役の互選によって、取締役社長1名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。」	
（取締役会の招集権者および議長） 第27条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し議長となる。 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	取締役会を設置しない場合 左記の条項を削除	
（取締役会の招集通知）	取締役会を設置しない場合	

<p>第 28 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>左記の条項を削除</p>	
<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第 29 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>	<p>取締役会を設置しない場合 左記の条項を削除</p>	
	<p>【選択肢】書面による取締役会決議ができる</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>「第 条 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。」</p>	<p>パンフレット 20 頁参照</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 30 条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p>	<p>取締役会を設置しない場合 左記の条項を削除</p>	<p>会社法施行規則 101 条参照</p>

<p>(取締役会規程)</p> <p>第 31 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>	<p>取締役会を設置しない場合 左記の条項を削除</p>	
<p>(報酬等)</p> <p>第 32 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>・ 株主総会の決議の対象として退職慰労金を加えることも考えられる。</p>	
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役</p> <p>(監査役の設定等)</p> <p>第 33 条 当会社は、監査役を置く。 当社の監査役は、 名以内とする。 監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限定する。</p>	<p>【選択肢】 監査役を設置しないことができる 設置しない場合 左記の条項を削除</p> <p>【選択肢】 監査役の権限に業務監査権限を追加する 左記 を削除</p>	<p>【みなし規定】 整備法 76 条 2 項 パンフレット 11 頁参照</p> <p>【みなし規定】 整備法 53 条 パンフレット 13 頁参照</p> <p>既存の小会社は、監査役の権限について、整備法 53 条により、会計に関するものに限定するとの定款の定めがあるものとみなされる。監査役の権限が会計に関するもの</p>

		に限定されている場合には、株主の権限が強化されるため、それを望まない場合には、監査役の権限に業務監査権限を追加することで対処可能。
<p>(選任方法)</p> <p>第 34 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>監査役を設置しない場合 左記の条項を削除</p> <p>【選択肢】 について定足数を 3 分の 1 以上の任意の割合にすることも可能</p> <p>「 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。」</p>	
<p>(任期)</p> <p>第 35 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>【選択肢】 最長 10 年までの任期の定めが可能</p> <p>最長の任期を定めた場合</p> <p>「監査役の任期は、選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。」</p> <p>監査役を設置しない場合</p>	パンフレット 13 頁参照

<p>(報酬等)</p> <p>第 36 条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>左記の条項を削除</p> <p>・ 株主総会の決議の対象として退職慰労金を加えることも考えられる。</p> <p>監査役を設置しない場合 左記の条項を削除</p>	
	<p>【選択肢】会計参与を設置することができる</p> <p>第 章 会計参与 (会計参与の設置) 「第 条 当会社は、会計参与を置く。」</p> <p>(選任方法) 「第 条 会計参与は、株主総会の決議によって選任する。 会計参与の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。」</p> <p>または、 について 「 会計参与の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その</p>	<p>パンフレット 14 頁参照</p>

	<p>議決権の過半数をもって行う。」 とすることも可能。</p> <p>(任期) 「第 条 会計参与の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 増員または補欠として選任された会計参与の任期は、退任した会計参与の任期の満了する時までとする。」</p> <p>(報酬等) 「第 条 会計参与の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。」</p>	
<p style="text-align: center;">第 6 章 計算</p> <p>(事業年度) 第 37 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。</p>		
<p>(剰余金の配当) 第 38 条 剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</p>		

(剰余金の配当の除斥期間)

第 39 条 剰余金の配当は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

定款モデルはあくまで参考書式でありますので、各社の実態をもとにご確認ください。具体的な定款変更にあたっては専門家にご相談ください。
記載内容は予告なしに変更する場合があります。

定款モデル	選択肢	
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社と称し、英文では、 と表示する。</p>		
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 2. 3.前各号に付帯関連する一切の事業 		<p>目的の記載における具体性は緩和されたが、抽象的にすぎると見られる場合には、許認可や取引の場面で一定の不利益を受ける可能性もあることに留意する必要あり。</p>
<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都 区に置く。</p>		
<p>(公告方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。</p>	<p>【選択肢】</p> <p>日刊新聞紙を採用する場合</p> <p>「第4条 当社の公告は、新聞に掲載してする。」</p>	<p>電子公告も可能。</p> <p>公告方法は、定款の定めがなければ官報になる（会社法939条4項）。</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p>		

<p>第5条 当社の発行可能株式総数は、 株とする。</p>		
<p>(株券の発行)</p> <p>第6条 当社の株式について、株券を発行する。</p>	<p>【選択肢】株券を発行しないことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行法で、株券不発行の定めをしていない会社は、整備法の「みなし規定」により、『定款に株券を発行する旨の定めがある』ものとみなされる。(なお、株主から請求があるまで株券を発行しないことができる。) ・ みなし規定により株券を発行することから、株券を不発行とすることに変更する場合は、つぎのとおり株主総会の特別決議により定款変更を行い、定款変更決議後、必要な公告や通知等を行う。 <p>「(株券の不発行)</p> <p>第 条 当社は、株式に係る株券を発行しない。」</p>	<p>【みなし規定】</p> <p>整備法 76 条 4 項</p> <p>パンフレット 7 頁、20 頁参照</p> <p>パンフレット 20 頁参照</p> <p>株券不発行とする場合には、本定款の「株券」に関する条項の見直しが必要になるため、管理手続を含めて専門家に相談を。</p>
<p>(株券の種類)</p> <p>第7条 当社の発行する株券は、1株券、10株券、50株券および100株券の4種類とする。</p>		<p>株券の種類は例示。</p>

<p>(基準日)</p> <p>第8条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主を、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>		
<p>(株主名簿記載事項記載の請求)</p> <p>第9条 株式の取得により株主名簿記載事項の記載を請求するときは、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これにつぎの書面を添えて提出しなければならない。</p> <p>1. 譲渡による株式の取得の場合 株券</p> <p>2. 譲渡以外の事由による株式の取得の場合 その取得の原因を証する書面および株券</p>	<p>株券不発行の場合</p> <p>「第 条 株式の取得により株主名簿記載事項の記載を請求するときは、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに取得の原因を証する書面を添えて提出しなければならない。」</p>	<p>株式の名義書換、株券の種類、その他株式に関する取扱、手数料等について、「株式取扱規則」により別途定める方法もある。</p>
<p>(質権の登録および信託財産の表示)</p> <p>第10条 当会社の株式につき質権の登録または信託財産の表示を請求するときは、当会社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録または表示の抹消についても同様とする。</p>	<p>株券不発行の場合</p> <p>「第 条 当会社の株式につき質権の登録または信託財産の表示を請求するときは、当会社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、共同して請求しなければならない。その登録または表示の抹消についても同様とする。」</p>	
<p>(株券喪失登録または抹消の申請)</p>	<p>株券不発行の場合</p>	

<p>第 11 条 株券喪失登録の申請をする者は、申請書に株券の取得の事実を証する書面および株券の喪失の事実を証する書面ならびに本人確認書類を添えて提出するものとする。ただし、株券喪失登録の申請をする者が、当該喪失登録株券の名義人または登録株式質権者であるときは、株券の喪失の事実を証する書面のみを添えて提出するものとする。</p> <p>株券喪失登録者が前項の登録の抹消を申請するときは、申請書を提出するものとする。</p>	<p>左記の条項を削除</p>	
<p>(株券の再発行)</p> <p>第 12 条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するときは、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。</p>	<p>株券不発行の場合</p> <p>左記の条項を削除</p>	
<p>(手数料)</p> <p>第 13 条 前 4 条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。</p>	<p>株券不発行の場合</p> <p>「第 条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。」</p>	
<p>(株主の住所等の届出)</p> <p>第 14 条 当会社の株主および登録株式質権者またはそれらの法定代理人は、当会社所定の書式により、住所、氏名および印鑑を当会社に届け出なければならない。</p> <p>前項の届出事項を変更したときも同様とする。</p>		
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集)</p>		<p>左記の「2 ヶ月以内」を「3</p>

<p>第 15 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 2 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p>		<p>ヶ月以内」とすることも可能。ただし、「3 ヶ月以内」とする場合は、法人税の確定申告書の提出期限の延長の手続が必要。申告期限を延長すると、事業年度終了の日の翌日以後2 ヶ月を経過した日から実際に納税する日までの期間の日数に応じて利子税が課せられる。</p>
<p>(招集権者および議長)</p> <p>第 16 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>		<p>商法では、定款に定めがない場合は株主総会において選任する旨の規定(商法 237 条ノ 4)があったが、会社法では該当する条文がないため、定款で定めている。</p>
<p>(決議の方法)</p> <p>第 17 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p>	<p>【選択肢】</p> <p>について定足数を 3 分の 1 以上の任意の割合にすることも可能</p> <p>「 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができ</p>	

	<p>る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。」</p>	
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>		
<p>(議事録)</p> <p>第19条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</p>		<p>法令に定められた事項を確認的に記載するだけであるため、定款の定めは不要との考え方もあるが、モデルでは確認的に規定している。</p> <p>(会社法施行規則72条参照)</p> <p>代表取締役を株主総会の決議で定めた場合には、議事録に議長及び出席取締役の記名押印が必要となる。当該議事録を添付して代表取締役の登記の申請をする場合には、議事録の印鑑について市</p>

		区町村長の作成した印鑑証明書 の添付を要する(商業登記規則 61 条 4 項 1 号)。
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 20 条 当社の取締役は、 名以内とする。</p>		
<p>(選任方法)</p> <p>第 21 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>【選択肢】 について定足数を 3 分の 1 以上の任意の割合にすることも可能</p> <p>「 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。」</p>	
	<p>【選択肢】 取締役の解任決議要件を加重する</p> <p>取締役解任決議の普通決議化(会社法 341 条)に伴い、決議要件の引き上げを行う場合</p> <p>(解任方法)</p> <p>「第 条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。」</p>	

<p>(任期)</p> <p>第 22 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>		
<p>(取締役会の設置)</p> <p>第 23 条 当社は、取締役会を置く。</p>		<p>【みなし規定】</p> <p>整備法 76 条 2 項</p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 24 条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>		
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し議長となる。</p> <p>取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>		
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 26 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>		

<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第 27 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>		
	<p>【選択肢】書面による取締役会決議ができる</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>「第 条 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。」</p>	<p>パンフレット 20 頁参照</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 28 条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p>		<p>会社法施行規則 101 条参照</p>
<p>(取締役会規程)</p> <p>第 29 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>		

<p>(報酬等)</p> <p>第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 株主総会の決議の対象として退職慰労金を加えることも考えられる。 	
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役</p> <p>(監査役の設定等)</p> <p>第 31 条 当社は、監査役を置く。 当社の監査役は、 名以内とする。</p>		<p>【みなし規定】 整備法 76 条 2 項</p>
<p>(選任方法)</p> <p>第 32 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>【選択肢】 について定足数を 3 分の 1 以上の任意の割合にすることも可能</p> <p>「 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。」</p>	
<p>(任期)</p> <p>第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>		
<p>(報酬等)</p> <p>第 34 条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 株主総会の決議の対象として退職慰労金を加えることも考えられる。 	

	<p>【選択肢】会計参与を設置することができる</p> <p style="text-align: center;">第 章 会計参与</p> <p>(会計参与の設置)</p> <p>「第 条 当社は、会計参与を置く。」</p> <p>(選任方法)</p> <p>「第 条 会計参与は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p style="padding-left: 2em;">会計参与の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。」</p> <p>または、 について</p> <p style="padding-left: 2em;">「 会計参与の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。」</p> <p>とすることも可能。</p> <p>(任期)</p> <p>「第 条 会計参与の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>パンフレット 14 参照</p>
--	--	--

	<p>増員または補欠として選任された会計参与の任期は、退任した会計参与の任期の満了する時までとする。」</p> <p>(報酬等)</p> <p>「第 条 会計参与の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。」</p>	
<p>第 6 章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 35 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。</p>		
<p>(剰余金の配当)</p> <p>第 36 条 剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</p>		
<p>(剰余金の配当の除斥期間)</p> <p>第 37 条 剰余金の配当は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p>		

定款モデルはあくまで参考書式でありますので、各社の実態をもとにご確認ください。具体的な定款変更にあたっては専門家にご相談ください。記載内容は予告なしに変更する場合があります。

従来の定款モデル	会社法対応定款モデル	備考
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、 有限会社と称し、英文では、 と表示する。</p>	<p>現行どおり</p>	<p>整備法5条1項</p> <p>特例有限会社は商号中に「有限会社」という文字を用いなければならない(整備法3条1項)。</p>
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 2. 3. 前各号に附帯する一切の業務 	<p>現行どおり</p>	<p>整備法5条1項</p> <p>目的の記載における具体性は緩和されたが、抽象的にすぎる場合には、許認可や取引の場面で一定の不利益を受ける可能性もあることに留意する必要あり。</p>
<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都 区に置く。</p>	<p>現行どおり</p>	<p>整備法5条1項</p>
<p><新設></p>	<p>(公告方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。</p>	<p>会社法939条1項</p>
<p style="text-align: center;">第2章 資 本</p> <p>(資本の総額)</p> <p>第4条 当社の資本の総額は金 円とする。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p style="text-align: center;"><削除></p>	<p>資本の総額は定款の必要的記載事項ではなくなった。整備法5条1項</p> <p>(登記事項ではある)</p>

<p>(出資の口数及び出資一口の金額)</p> <p>第5条 当社の資本は、これを 口に分ち、出資一口の金額は金 円とする。</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、 株とする。</p>	<p>整備法2条3項</p>
<p>第3章 社員</p> <p>(社員の氏名、住所及び出資の口数)</p> <p>第6条 社員の氏名、住所及びその出資の口数は、次のとおりである。</p> <p>東京都 区 口 氏名</p> <p>東京都 区 口 氏名</p>	<p><削除></p>	<p>整備法5条1項</p>
<p><新設></p>	<p>(株式の譲渡制限)</p> <p>第 条 当社の株式を譲渡により取得することについて当社の承認を要する。当社の株主が当社の株式を譲渡により取得する場合には、当社が承認したものとみなす。</p>	<p>(整備法9条1項)</p>
<p>第4章 社員総会</p> <p>(社員総会)</p> <p>第7条 当社の社員総会は、営業年度末日の翌日から ヶ月以内に開催し、必要に応じて臨時社員総会を開催するものとする。</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>(株主総会)</p> <p>第 条 当社の株主総会は、事業年度末日の翌日から ヶ月以内に開催し、必要に応じて臨時株主総会を開催するものとする。</p>	<p>整備法2条2項</p>
<p>(総会の招集)</p> <p>第8条 社員総会は、社長たる取締役が招集するもの</p>	<p>(総会の招集)</p> <p>第 条 株主総会は、社長たる取締役が招集するものとする</p>	<p>整備法2条2項</p>

<p>とする。</p> <p>2 社員総会を招集するには、会日より5日前に、各社員に対して、その通知を発することを要する。</p>	<p>る。</p> <p>2 株主総会を招集するには、会日より5日前に、株主に対して、その通知を発することを要する。</p>	<p>招集通知の発出時期は、定款に規定がない場合には1週間が必要(会社法299条1項)</p>
<p>(議長)</p> <p>第9条 社員総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。代表取締役に事故があるときは、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(議長)</p> <p>第9条 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。代表取締役に事故があるときは、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>整備法2条2項</p>
<p>(決議の方法)</p> <p>第10条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した社員の議決権の過半数をもって決する。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第9条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p>	<p>整備法2条2項</p>
<p>(議決権)</p> <p>第11条 各社員は、出資1口につき1個の議決権を有する。</p>	<p>(議決権)</p> <p>第9条 各株主は、1株につき1個の議決権を有する。</p>	<p>整備法2条2項</p>
<p>(議事録)</p> <p>第12条 総会の議事については、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、議長及び出席取締役が署名または記名押印して10年間本店に備え置くものとする。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第9条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席取締役が署名または記名押印して10年間本店に備え置くものとする。</p>	<p>整備法2条2項</p> <p>会社法施行規則72条により議事録の記載内容が多様化しているため「法令に定める事項を記載した」という表現とした。</p>

<p style="text-align: center;">第5章 役員</p> <p>(員数) 第13条 当社の取締役は 名以内及び監査役 名以内とする。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 役員</p> <p style="text-align: center;">現行どおり</p>	<p>整備法第17条 「取締役1名」(または「取締役1名以上」とすることも可能</p>
<p>(資格) 第14条 当社の取締役及び監査役は、当社の社員の中から選任する。 但し、必要があるときは社員以外のものから選任することを妨げない。</p>	<p>(資格) 第 条 当社の取締役及び監査役は、当社の株主の中から選任する。 但し、必要があるときは株主以外のものから選任することを妨げない。</p> <p>(監査役の特権) 「第 条 監査役の特権は、会計に関するものに限定する。」</p>	<p>整備法24条</p>
<p>(役付取締役) 第15条 当社に代表取締役1名を置き、取締役の互選によって定めるものとする。 代表取締役は会社を代表する。</p>	<p>(代表取締役)</p> <p style="text-align: center;">現行どおり</p>	
<p>(報酬) 第16条 取締役及び監査役の報酬は、それぞれ社員総会の決議をもって定める。</p>	<p>(報酬) 第 条 取締役及び監査役の報酬は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。</p>	<p>整備法2条2項</p>
<p style="text-align: center;">第6章 計算</p>	<p style="text-align: center;">第5章 計算</p>	

<p>(営業年度)</p> <p>第 17 条 当会社の営業年度は、毎年 月 日から翌年 月 日までの年 1 期とする。</p>	<p>(事業年度)</p> <p>第 条 当会社の事業年度は、毎年 月 日から翌年 月 日までの年 1 期とする。</p>	
<p>(配当金)</p> <p>第 18 条 社員に対する配当金は、毎営業年度末日現在における社員に配当するものとする。</p>	<p>(剰余金の配当)</p> <p>第 条 株主に対する剰余金の配当は、毎年 月 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 条 前条の配当金は、支払開始の日から満 3 年を経過しても、なお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p>	<p>整備法 2 条 2 項 会社法 453 条</p>
<p>第 7 章 附 則</p> <p>(有限会社法及びその他の法令の適用)</p> <p>第 19 条 この定款に規定がない事項は、すべて有限会社法その他の法令によるものとする。</p>	<p>第 6 章 附 則</p> <p>(会社法及びその他の法令の適用)</p> <p>第 条 この定款に規定がない事項は、すべて会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律その他の法令によるものとする。</p>	

定款モデルはあくまで参考書式でありますので、各社の実態をもとにご確認ください。具体的な定款変更にあたっては専門家にご相談ください。記載内容は予告なしに変更する場合があります。